

畑水

ぱりみず

2020年号



新潟県上越市板倉区交流

新潟県上越市板倉区
宮古島市城辺地区児童交流での
東山ファームポンド見学の様子

人頭税廃止に尽力した中村十作
が板倉区出身だったことがさっ
かけでスタートし今回で26回
目の交流事業。

目次

- 第31回通常総代会開催①
- 令和2年度予算②
- 平成30年度財務状況公表③
- 組合員数・施設見学・視察研修④
- 賦課金従量制移行について⑤
- 従量制について⑥⑦



宮古土地改良区
畑に水を 若人に夢を

第31回通常総代会開催されました

従量制に向けて徴収方法可決

▼第31回通常総代会の様子



令和2年3月30日、JAおきな研修室において、第31回通常総代会を開催しました。
 始めに理事長による挨拶で、昨年4月は伊良部島へも供給が始まり、これで宮古島全体への水有り農業が実現し、様々な農作物の生産が可能となったと述べた上で、今後は地域、農家、土地改良区が一体となって適正水使用に努めるなど、意識を高めなければならない、と述べた。
 通常ですと議案審議に移る前に来賓による祝辞や関係機関による事業説明等がありますが、新型コロナウイルス

感染予防対策として、来賓のご出席を控えていたなど、規模を縮小しての開催となったため、挨拶後、すぐ議案審議に移り、総代85名（出席率82.5%）の出席のもと、議長に砂川寛裕総代（第2区）を選出し、承認事項3件・議案5件が上程され、原案どおり可決されました。これにより4月より始まる賦課金の従量制への移行にむけ、賦課の基準や内容、徴収の方法や時期などを定めた議案が可決された。
 今回の審議には、新型コロナウイルス感染症予防対策として書面議決を採用し、一部の総代は出席せず書面での賛否をしめしました。

第一承認	平成30年度 事業経過報告について
第二承認	平成30年度 一般会計・特別会計 収入支出決算及び財産目録について
第三承認	令和元年度 一般会計収支補正予算について
第一議案	宮古土地改良区 利水調整規定の新設について
第二議案	宮古土地改良区 定款一部改正について
第三議案	宮古土地改良区 規約一部改正について
第四議案	令和2年度 賦課金の賦課並びに 徴収方法について
第五議案	令和2年度 事業計画、一般会計・ 特別会計収入支出予算について

令和2年度実施事業

- ① 国営造成施設管理体制改革促進事業
- ② 土地改良施設維持管理適正化事業
- ③ 基幹水利施設操作業務
- ④ 多面的機能支払交付金（資源向上活動（長寿命化））
- ⑤ 宮古伊良部農業水利事業
地下水観測業務
- ⑥ 地域農業水利施設
ストックマネジメント事業



▲ 理事長あいさつ



▲ 議長：砂川寛裕総代



令和2年度予算

令和2年3月30日開催 通常総代会議決

一般会計

収入の部(総括)

(単位:千円)

支出の部(総括)

(単位:千円)

款	予算額	摘要
組合費	99,354	賦課金
財産収入	2	
補助金	154,596	地域農業水利施設 ストックマネジメント事業
寄付金	1	
雑収入	845	Ⅲ型給水施設利用料
区債及び借入金	2	
受託費	70,198	基幹水利施設操作委託業務
負担金	1	
繰越金	5,000	前年度繰越金
繰入金	1	
合計	330,000	

款	予算額	摘要
事務管理費	138,730	事務経費・人件費
施設維持管理費	53,451	施設維持管理
施設整備事業費	111,003	
営農推進費	1	
繰出金	4,738	退職積立金 (特別会計へ)
区債及び借入金	2	
負担金	22,074	基幹水利施設管理事業負担金他
予備費	1	
合計	330,000	

特別会計

(単位:千円)

退職給与積立金	78,169
財政調整基金	102,165
国営土地改良施設用地補償費	14,139

令和2年度賦課金及び徴収時期

賦課基準	年額) 2,000円 / 10a 10a当たり261m ² から1m ² =15円加算
徴収方法	原則) 口座振替
徴収時期	令和3年1月6日から令和3年5月29日

令和元年度 監事会 (監査) の開催と議案の概要

第1回監事会 平成31年 4月22日招集

議案第1号 平成31年度 監査計画について

第2回監事会 令和元年 6月24日招集

議案第2号 平成30年度監査について

議案第3号 平成30年度決算監査講評について

承認第1号 令和元年度一般会計収入支出補正予算の
専決処分に係る承認について

第3回監事会 令和元年10月25日招集

議案第5号 令和元年度上半期監査について

議案第6号 令和元年度上半期監査講評について



▲ 監事会の様子

平成30年度財務状況公表

平成31年3月18日開催 第30回通常総代会において可決いたしました

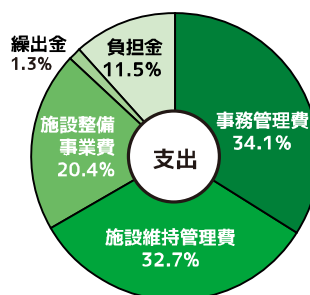
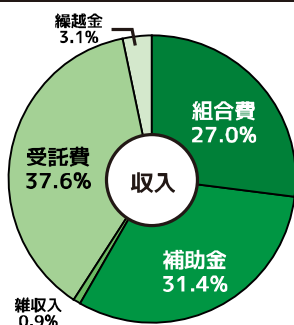
一般会計収支決算

収入の部（総括）

款	決算額(円)	構成比(%)
組合費	96,767,593	27.0
財産収入	0	0.0
補助金	112,206,000	31.4
寄付金	0	0.0
雑収入	3,338,924	0.9
区債及び借入金	0	0.0
受託費	134,542,160	37.6
負担金	0	0.0
繰越金	11,161,345	3.1
繰入金	0	0.0
合計	358,016,022	100.0

支出の部（総括）

款	決算額(円)	構成比(%)
事務管理費	120,234,197	34.1
施設維持管理費	115,639,503	32.7
施設整備事業費	72,021,000	20.4
営農推進費	0	0
繰出金	4,527,720	1.3
区債及び借入金	0	0
負担金	40,746,100	11.5
予備費	0	0
合計	353,168,520	100.0



収支差引翌年度繰越金
4,847,502円

特別会計

(単位：円)

会計別	収入総額	支出総額	収支差引翌年度繰越
退職給与積立金	71,114,289	0	71,114,289
財政調整基金	107,876,780	0	107,876,780
国営土地改良施設用地補償費	14,138,309	0	14,138,309
合計	193,129,378	0	193,129,378

財産目録

資産	
流動資産	206,238,797
固定資産	7,556,544
特別会計特定預金	193,129,378
合計	406,924,719

負債・純資産	
流動負債	286,643,893
基金	107,876,780
剰余金	12,404,046
合計	406,924,719

受益面積及び組合員数

令和2年3月30日開催 第31回通常総代会において承認されました

組合員とは、土地改良法第3条及び第11条に規定する事業に参加する資格者のこと。
所有者に基づき耕作されるものは、その所有者、所有権以外の権限に基づき耕作されるものについては、その耕作者が土地改良区の組合員としての資格を有する。

平成31年3月31日現在

	平良	城辺	下地	上野	伊良部	合計
受益面積 (㎡)	24,167,768	32,239,596	13,445,363	10,428,201	14,559,252	94,840,180
組合員数 (人)	2,800	2,997	1,101	962	1,844	9,704

施設見学

日時：令和元年 8月17日（土）

参加者：新潟県上越市板倉区
宮古島市城辺地区児童交流
生徒及び関係者（23名）

見学施設：東山ファームポンド



視察研修

日時：令和元年12月18日（水）

参加者：三重県白江野土地改良区（7人）

研修内容：維持管理、灌漑対策対応策について、現地視察

見学施設：中央管理所、水位水質監視施設
仲尾峰ファームポンド



中央管理所での説明



水位水質監視施設視察

宮古水まつり中止のお知らせ

7月に予定しておりました「宮古水まつり2020」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止することと致しました。

【新型コロナウイルス感染症対策】 窓口にはアクリル板を設置しました

新型コロナウイルス感染症の予防策として、事務所内窓口に飛沫感染防止のためのアクリル板を設置しました。安心して来所していただけるための取り組みですので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



従量制のチラシを配布しました

下記チラシを宮古島市協力のもと、宮古島市広報誌と一緒に配布しましたがご覧になりましたでしょうか？チラシに記載されているとおり、4月より従量制を開始しております。



農業用水をご使用の皆さまへ 4月より従量制が始まります

宮古土地改良区 0980 - 73 - 1253

年間使用量 10a^{アール}当たり 260^{リットル}を越えないよう 適正かん水を！

賦課金（農業用水料金）

変更前

10a = 二千元

変更後

10a = 二千元

年間 10a / 260^{リットル}まで0円

+

年間 10a / 261^{リットル}から

1^{リットル}毎 15円加算

高くなるわけ？



従量制とはなにか？

適量使えば
今までと変わりません

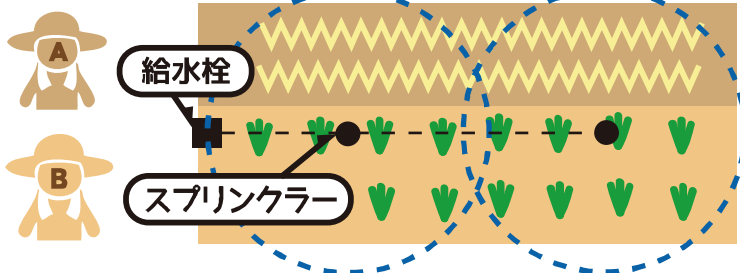
従量制は、使用量が年間10aあたり260^{リットル}を越えると、今までの農業用水料に1^{リットル}15円を加算しますが、適量使えば今までと変わらず、10aあたり二千元で請求されます。

使いすぎると
使用料が増える制度です

今までの農業用水料金は、いくら使っても定額のため、農家の間で不公平が生じていました。このため、今年四月より、使いすぎた畑の方には、使用量に応じた賦課金（農業用水）を請求します。

共同使用

下図のように、1つの給水栓を複数人で使用している場合は、当面の間従量制は適用しません
※メーター値の検針は実施し、使いすぎは指導していきます



260^{リットル}を越えない
適正かん水とは？

畑の状態に合わせた
水量の調整

干ばつ時の目安

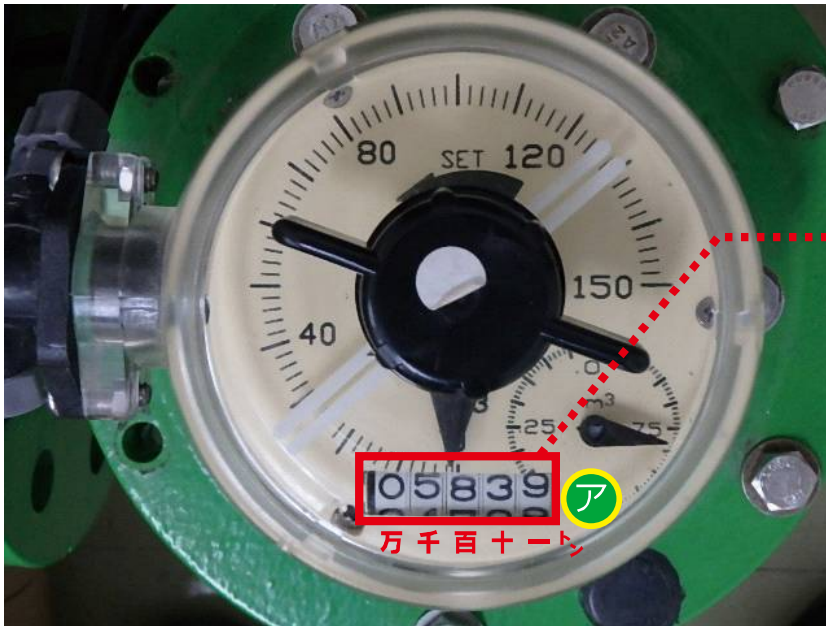
冬 10aあたり 15^{リットル}
夏 10aあたり 30^{リットル}

散水後は、水が停止しているか確認してください

目安60^分約60分 ※ 散水後に止まっているか、自主確認をお願いします ※

あなたの畑の適正かん水量を調べて 年間使用できるメーター目安を知ろう！

メーターは水をセットするツマミ近くにあります。メーターが見やすいよう、管理しましょう



【メーターの見方】

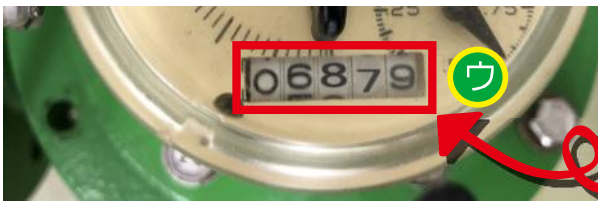
こちらの検針値をもとに水使用量が決定します

単位：トン（t）

このメーターは **5,839** トン
適正かん水量は、
年間10a当たり260トン

40aの畑だと
 $260 \times 4 = 1,040$ トン **イ**

40aの年間適正かん水量



ア 5,839 + **イ** 1,040 = **ウ** 6,879 トン

これをこえると、1t毎に15円加算されます

260
トン

× **畑の大きさ**
40aなら「4」

+ **現在のメーター**

= **年間メーター目安**

給水栓の使い方

給水栓の数字はトン数を示しています。時間ではありません。

数字が大きい方から回しセットします。（反時計回り）

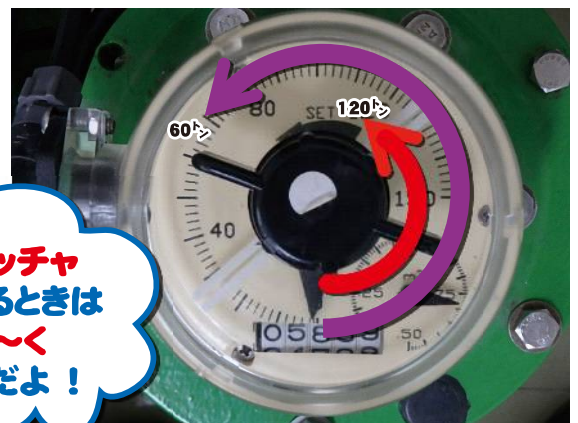
※4反のセットをするには（干ばつ時の最大使用量）

干ばつ時(1反30m³)は

赤 → 120ト

その他(1反15m³)は

紫 → 60ト



目安60ト約60分 ※ 散水後に止まっているか、自主確認をお願いします ※

漏水または、施設のごことで困ったときはお電話下さい

平日 朝8:30～夕方5:00まで受付

夜間・休日は緊急時のみの対応となります

困ったときは
こちらまで



宮古土地改良区

☎ **73-1253**

みんなで
守ろう！
かん水
ルール

こんなときは必ず土地改良区へ 連絡しましょう！

自己
申告

下記の変更は自己申告です。

申し出期限は12月16日までとなっております。
お申し出により、令和2年度の賦課金額は確定されます。

土地の所有者、耕作者の変更

組合員の交替

組合員の住所変更

土地の所有者、耕作者の変更、または、組合員の交替及び住所変更があったときは、土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務付けられています。
届出用紙は土地改良区の事務所に用意されています。

土地改良区の土地原簿の面積・組合員等の変更は、公共機関（法務局・市役所・農業委員会など）に、農地の転用や異動の手続きをしても、土地改良区へご本人が届け出しなければ変更されません。（土地改良法43条）

農地を宅地等に変更

農地を宅地等に変更するときも申請が必要になります。

賦課金の納期内完納にご協力下さい

賦課金滞納は、完納者の方たちに負担と迷惑をかけることになっていますので、集金訪問の際はご協力をお願いします。なお、納入について口座振替をお勧めしていますが、次の金融機関で口座振替がご利用できます。

JAおきなわ

沖縄銀行

琉球銀行

曜日・時間・適正量を守りましょう
8月3日は「みやーく・ぱりみず」の日
土地改良施設に感謝し、大切に守りましょう

曜日外・時間外使用は、水圧の低下の原因となり、適正な水使用ができません。
かん水日(曜日)は各給水栓BOXに記載されています。
かん水時間は朝6時から夜10時迄となっています。

発行：宮古土地改良区 畑水2020年号 令和2年7月発行
住所：〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里3107-243
TEL : (0980) 73-1253
FAX : (0980) 73-9434
E-MAIL : miyako@m-kairyoku.com
ホームページアドレス : //www.m-kairyoku.com/